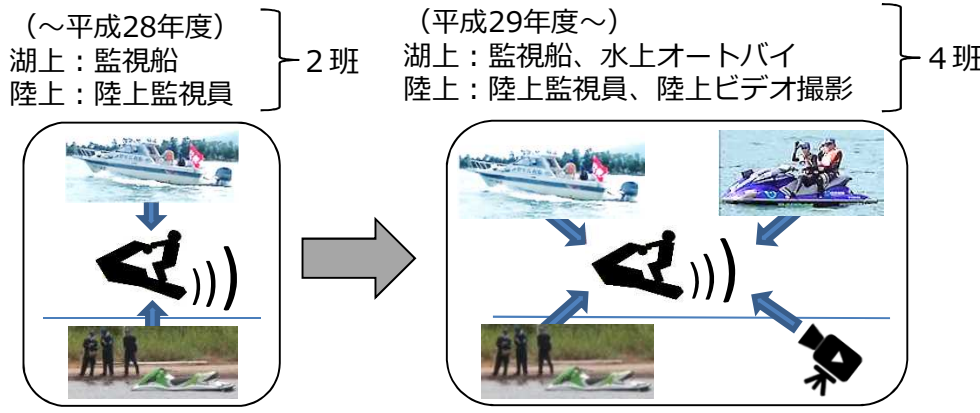


■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルール①～③）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p>ルール1</p> <p>プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>	<p>ルール2</p> <p>従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p>  <p>※平成23年4月～完全実施</p>	<p>ルール3</p> <p>プレジャーボートの適合証の表示義務</p>  <p>※平成24年10月～</p>	<p>ルール4</p> <p>外来魚のリリース禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>
---	--	--	---

監視・取締における取締体制の強化について



体制強化の成果

航行規制水域での悪質な違反航行に対し、**停止命令書**を交付

- 平成29年度 **4件** (平成19年度以来10年ぶり)
- 平成30年度 **4件**

■平成30年度は、4月から10月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に29回監視船による監視・取締を実施した。プレジャーボート利用者が特に多い7月、8月の日曜日においては、監視船の運行時間を2時間拡大（9:30～16:30）したほか、夏季の県警と連携した集中取締時には借り上げた水上オートバイを利用し、4班体制とすることで、監視・取締体制を強化した。

■水鳥の営巣地保全水域では、水鳥の飛来に合わせ、10月に監視船、11月に漁船を借用し、監視を行った。

■航行規制水域違反者に対する指導・警告数は41件、停止命令書の交付は4件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、平成30年度も航行を確認していない。

適合証の表示義務について

■近年、適合証の表示義務は利用者に浸透しており、平成30年度は適合証非表示艇の航行を確認していない。

関係機関との合同啓発について

- ① 7月1日（日）大津市近江舞子南浜におけるマナーアップキャンペーン
参加機関：日本小型船舶検査機構大津支部
- ② 7月15日（日）彦根市松原地区（矢倉川河口部スロープ付近および湖岸緑地松原）における合同啓発
参加機関：滋賀県（流域政策局、都市計画課）、彦根市、彦根警察署、地元自治会等
- ③ 7月22日（日）大津市近江舞子南浜における小型船舶操縦者遵守事項等に係る合同安全パトロール及び周知啓発活動
参加機関：滋賀県警察本部（水上警察隊、大津北警察署）、近畿運輸局（船員労働環境・海技資格課、船舶安全環境課）

平成30年度航行規制水域の違反行為に対する指導・警告、停止命令について

○航行規制水域の違反行為に対する指導・警告数

監視月	柳が崎	蓬萊・ 八屋戸・ 松の浦	北比良・ 近江舞子 ・北小松	彦根	吉川	赤野井	湖北	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	2	0	0	1	0	0	3
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	1	4	1	13	0	0	1	20
8月	0	1	13	0	0	0	0	1	15
9月	0	1	0	0	0	0	0	0	1
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	0	3	19	1	13	1	2	2	41

○航行規制水域の違反行為に対する停止命令件数

監視月	柳が崎	蓬萊・ 八屋戸・ 松の浦	北比良・ 近江舞子 ・北小松	彦根	吉川	赤野井	湖北	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	1	0	0	0	0	0	1
8月	0	0	3	0	0	0	0	0	3
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	4	0	0	0	0	0	4